

# 「ふるさと納税」 寄附金控除について

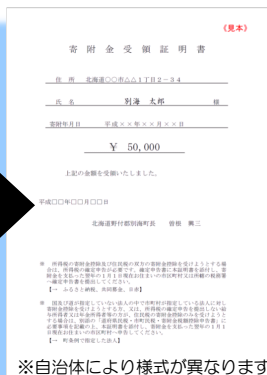
自治体（都道府県・市区町村）に対してふるさと納税を行った方は、所得税及び個人住民税の控除を受けることができます。

- 自治体に対するふるさと納税（寄附）は、申告をされた方の所得や寄附金の額に応じて、所得税は寄附を行った年から、住民税は寄附を行った翌年度分から控除されます。
- 法人が自治体に対し寄附を行った場合は、支払った寄附金の全額が損金に算入されます。

## ①「ふるさと納税」寄附を行う

○寄附金の払い込みが確認できましたら、町から「寄附金受領証明書」を送付します。控除を受けるために必要ですので、大切に保管してください。

**これが「寄附金受領証明書」です**  
※記載内容（住所・氏名・寄附額）に間違いがないか確認してください



(注意) ★複数の自治体にふるさと納税をした場合は、それぞれの自治体から発行された証明書等が必要です。

## ②控除に関する申告を行う

○所得税及び住民税の控除を受けようとする場合は、毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署へ確定申告を行ってください。この際、①の「寄附金受領証明書」を申告書に添付する必要があります。

(注意) ★確定申告の方法や様式については、最寄りの税務署へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページ等を参照してください。  
(国税庁ホームページから確定申告書を作成することもできます)  
★所得税の電子申告 (e-Tax) を利用することもできます。

○住民税の控除だけを受けようとする場合は、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村へ簡易な申告を行うことができます。この場合は「寄附金受領証明書」及びこれと同封してある「平成〇年度分市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除申告書」が必要になります。

(注意) ★この場合、所得税の控除は受けられません。



「ワンストップ特例制度」対象の方は確定申告等の必要がなくなりました！詳しくはワンストップ特例制度についてのご案内をご覧ください。  
(対象にならない方は、これまでどおり確定申告等の手続きが必要となります)

～ 以上で、必要な手続きは完了です ～

## ★寄附金控除額について

寄附金額のうち、2,000円を超える部分が控除対象となります。

### ○所得税からの控除額

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times \text{寄附者の所得税率} \times 1.021$$

### ○住民税からの控除額 … 以下の①と②の加算額

#### ①住民税基本控除額

$$\rightarrow (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$$

#### ②住民税特例控除額

$$\rightarrow (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{寄附者の所得税率} \times 1.021)$$

- ★所得税率は平成50年度まで復興特別所得税（所得税額の2.1%）を加算した率となります。
- ★所得税寄附金控除の控除対象寄附金は「総所得金額等の40%」が限度です。
- ★①の控除対象寄附金は「総所得金額等の30%」が限度です。
- ★②の控除額は、「住民税所得割の2割まで」が限度です。

## <参考>

(例) 給与年収700万円で、配偶者のみ扶養している方の場合

※所得税率20%、住民税所得割額371,500円とする。

ふるさと納税で30,000円寄附した場合…

### ○所得税からの控除

$$(\text{寄附金額}) \quad (\text{所得税率}) \quad (\text{所得税からの控除額})$$

$$(\text{30,000円} - 2,000\text{円}) \times 20\% \times 1.021 = 5,718 \text{ 円}$$

### ○住民税基本控除

$$(\text{寄附金額}) \quad (\text{住民税基本控除額})$$

$$(\text{30,000円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 2,800 \text{ 円}$$

### ○住民税特例控除

$$(\text{寄附金額}) \quad (\text{所得税率}) \quad (\text{所得税からの控除額})$$

$$(\text{30,000円} - 2,000\text{円}) \times (90\% - 20\% \times 1.021) = 19,482 \text{ 円}$$

$$\text{【控除額】 } 5,718\text{円} + 2,800\text{円} + 19,482\text{円} = 28,000\text{円}$$

寄附額30,000円中、28,000円が控除され、自己負担額は2,000円となります

寄附者の所得額や控除額によって限度額が異なります。また、寄附の返礼品が一時所得として課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。寄附金控除の詳細は、お住まいの市区町村の税務担当課にお問い合わせください。